

秩父市公営企業会計システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

秩父市公営企業会計システム更新業務（以下、「本業務」という。）は、秩父市立病院事業及び下水道事業において、会計業務の効率化及び適切な経営を支援する公営企業会計システム（以下、「本システム」という。）を構築、運用保守を行うことを目的とする。

今回構築するシステムは、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期にわたる IT コストの抑制と安定的なシステム運用を実現するものである。なお、構築するシステムは、LGWAN 回線による LGWAN - ASP 方式とする。

本業務では、次期システムを選定するにあたり、技術やシステムの機能だけでなく、企画提案書を基に実績や能力、安定的なシステム運用、公営企業会計制度に関する支援体制を総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

本要領は、「秩父市公営企業会計システム更新業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- ・業務名：秩父市公営企業会計システム更新業務
- ・業務内容：別紙「秩父市公営企業会計システム更新業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- ・履行期間：契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- ・実施場所：埼玉県秩父市
- ・上限額：9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - ※事業提案における見積上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。
 - ※上限額は、システム構築業務経費（システム導入・開発経費、データ移行経費（現行システムからのデータ移行）、LGWAN-ASP 初期導入経費）の総額とする。
 - ※見積内訳明細書に記載するシステム本稼働後のシステム運用保守業務経費（公営企業会計システム利用料、LGWAN-ASP サービス利用料、保守サポート経費については、上限額に含みません。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

応募者は、本事業を履行することができる能力や実績を有し、下記の参加資格を全て満たしている者とする。

- (1) 令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「入札参加資格者名簿」という。）に、業種「電算業務」、業種細目「システム開発・運用・保守」として掲載されている

者であること。

- (2) 総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスの公営企業会計システムの提供事業者として登録されている者であること。

5 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本事業実施要領の公表日から企画提案書提出までの期間に、秩父市建設工事等請負指名業者選定規程（平成17年訓令第69号）第7条の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に該当し、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。なお、秩父市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- (4) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成26年告示第127号）第3条の規定に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。)) をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の規定による更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準（令和5年4月1日適用）に準じ、同基準の第3項に該当する者が同一入札に参加する場合。（秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者のうち、資本関係又は人的関係のある複数の者が、それぞれ応募者として本プロポーザルに参加する場合。）
- (8) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- (10) 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納している者。

6 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出書類の取扱い・著作権

- ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
- イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。
- ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関する情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定により非公開となる場合がある。公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。
- エ 本市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本市の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

7 選定スケジュール

期日	実施項目	手段・場所
令和6年10月30日（水）	実施要領等の公開	ホームページ
令和6年11月7日（木）	質問書の提出期限	電子メール
令和6年11月12日（火）	質問への回答	ホームページ
令和6年11月15日（金）	参加表明書の提出期限	持参又は郵送
令和6年11月19日（火）	企画提案要請通知発送	郵送及び電子メール
令和6年12月5日（木）	企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和6年12月12日（木）	プレゼンテーション審査	秩父市立病院 本館2階 大会議室
令和6年12月下旬	プレゼンテーション審査 結果の通知	郵送及び電子メール
令和7年1月中旬	業務委託契約締結	

※ 選定作業の進捗により、スケジュールを変更する場合がある。

8 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出方法 「質問書（様式第1号）」により電子メールで提出すること。
※メール件名に「秩父市公営企業会計システム更新業務プロポ質問（事業者名）」を入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和6年11月7日（木）午前12時（正午）まで
- (3) 提出先 秩父市立病院 事務局 管理課
Email : byoin@city.chichibu.lg.jp
電話 : 0494-23-0611
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和6年11月12日（火）までに秩父市のホームページに一括して掲載する。ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合がある。

9 参加表明

企画提案書を提出する前に、次により参加表明書及びその添付書類を、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本市は一切の責任を負わない。

- (1) 提出書類
応募者は、下記ア～オの提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けて、A4縦長ファイルに綴じたものを、正副1部ずつ提出するものとする。
 - ア 参加表明書（様式第2号）
 - イ 応募者概要書（様式第3号の1）、応募者制限事項確認表（様式第3号の2）
 - ウ 公営企業会計システム導入等実績書（様式第4号）
本要領「4 参加資格（2）」に該当しLGWAN - ASP方式による公営企業会計システムの導入、更新又はそれ以前に導入したシステムの運用を受託・履行した実績について記載すること。
 - エ 納税証明書（未納税額のないことの証明書）
秩父市に納税義務がある場合は、市税を滞納していないことを証明する納税証明書（未納税額のないことの証明書）を提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年10月29日（火）から令和6年11月15日（金）まで
※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は令和6年11月15日（金）到着分まで
- (3) 提出先 〒368-0025
埼玉県秩父市桜木町8番9号
秩父市立病院 事務局 管理課
- (4) 参加資格要件の確認及び企画提案要請書の通知
提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を文書で要請（令和6年11月19日（火）付けの郵便及び電子メールにより送付）する。

10 企画提案

提案要請書の通知を受領した者は、下記ア～オの書類を各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けてA4縦長ファイルに綴じたものを、持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本市は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（様式第7号を表紙として付し、書式は自由。表紙を除きA4サイズで30頁以内） 6部

※企画提案書には、別表【審査基準表】「1. 企画提案書に基づくプレゼンテーション審査」の評価項目となっている①～④については必ず記載すること。

ウ システム機能要件回答書（様式第8号） 6部

エ 提案見積書（様式第9号） 6部（押印した原本は1部、その他の5部は写しを提出。）

オ 見積内訳明細書（様式第10号） 6部

(2) 提出期限 令和6年12月5日（木）まで

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は令和6年12月5日（木）到着分まで

(3) 提出先 〒368-0025

埼玉県秩父市桜木町8番9号

秩父市立病院 事務局 管理課

(4) 留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

11 審査方法

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和6年12月12日（木）

イ 会場 秩父市立病院 本館2階 大会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。

エ 審査員 市職員

オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行い合意を経て契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

「合計点」は、各審査員の合計点の平均とする。(小数点以下切り捨て)

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が400点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加した全ての提案者に令和6年12月下旬を目途に郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申立ては受け付けられないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間は30分以内とし、提案終了後に、質疑応答を15分程度行う。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、5人以内(説明者を含む)とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント等の資料を、プロジェクターで投影することは可能とする。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

1. 企画提案書に基づくプレゼンテーション審査【配点：200点】	
評価項目	評価のポイント
① システムの特徴 (操作性・効率性)	①職員の画面入力における作業負荷の軽減が図れているか。 ②データ入力誤りを減らす対策が施され、業務効率化が図れているか。
② セキュリティ	①広域災害に備えて、最低限2か所にデータをバックアップする仕組みを備えることとしているが、データ喪失リスク対策は十分に確保されているか。 ②システムのバックアップデータは、最低7日間保持することとしているが、セキュリティ対策は十分に確保されているか。
③ 構築体制及びスケジュール	①システム構築及びデータ移行に関してシステムを熟知した技術者を配置した十分な体制であるか。 ②作業期間・内容などを明確にしたスケジュールが示され、稼働予定日に対して適切なスケジュールとなっているか。
④ サポート体制	①導入時の操作研修は適切に実施されるか。 ②導入時及び導入後の運用・保守期間において、サポート体制が確立され、本市からの問い合わせに対して適切に実施されるか。

2. システム機能要件回答書に基づく評価【配点：200点】											
<p>「システム機能要件回答書（様式第8号）」の237項目について、システム対応状況を、標準機能で対応可能な場合は「◎」、無償カスタマイズで対応可能な場合は「○」、有償カスタマイズで対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」と事業者回答欄に記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答項目</th> <th>表記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準機能で対応可能</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>無償カスタマイズで対応可能</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有償カスタマイズで対応可能</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>対応不可</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「有償カスタマイズで対応可能」を選択した場合、「カスタマイズの費用（円）」欄にカスタマイズ費用を記載すること。</p>		回答項目	表記	標準機能で対応可能	◎	無償カスタマイズで対応可能	○	有償カスタマイズで対応可能	△	対応不可	×
回答項目	表記										
標準機能で対応可能	◎										
無償カスタマイズで対応可能	○										
有償カスタマイズで対応可能	△										
対応不可	×										
3. 提案見積書及び見積内訳明細書に基づく評価【配点：200点】											
評価項目											
①	システム構築業務経費										
②	運用保守業務経費										

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

1.3 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続を行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとする。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「提案辞退届（様式第5号）」を本市に提出しなければならない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、

停止、中止又は取消しをすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的として実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

1 5 問い合わせ先

秩父市立病院 事務局 管理課

住 所：〒368-0025

埼玉県秩父市桜木町8番9号

電 話：0494-23-0611

F A X：0494-23-0650

E m a i l：byoin@city.chichibu.lg.jp